

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

都市部における介護サービス利用者実態調査に基づく平成17年度介護保険制度改革の分析と評価
－高齢者の自立支援と地域ケア支援体制の確立に向けて

平成18年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 森 詩恵

平成19（2007）年 3月

目 次

I. 総括研究報告

都市部における介護サービス利用者実態調査に基づく平成17年度介護保険制度改革の分析と評価－高齢者の自立支援と地域ケア支援体制の確立に向けて
森 詩恵 1

(資料) 「平成17年度介護保険制度改革に関する調査」アンケート用紙

II. 分担研究報告

1. 市町村からみた介護保険制度施行後の現状と今後の課題

－A市のヒアリングをもとに－
橋本 理

15

2. 市町村における平成17年介護保険制度改革前後の現状

－B市のヒアリングをもとに－
桑原武志

19

3. 改正介護保険法と地域包括支援センター

藤澤宏樹

22

4. 平成17年介護保険制度改革に関する調査研究－介護支援専門員を対象として－

森詩恵・藤澤宏樹・桑原武志・橋本理

24

5. 平成17年改正後の介護支援専門員の現状と課題

－介護支援専門員のヒアリングをとおして－
森 詩恵

26

6. 介護保険制度における福祉労働の現状とそのあり方

－福祉専門職の職務と基盤整備－
森 詩恵

28

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

30

IV. 研究成果の刊行物・別刷

31

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
総括研究報告書

都市部における介護サービス利用者実態調査に基づく平成17年度介護保険制度改革の分析と評価
—高齢者の自立支援と地域ケア支援体制の確立に向けて

主任研究者 森 詩恵 大阪経済大学

研究要旨：

本研究は、平成17年改正以後の利用者の実態を明らかにするため、地域ケア支援体制においてそれぞれの役割を担う各アクター（市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等）にヒアリング及びアンケート調査を行い、平成17年改正以後の各アクターの現状やそれぞれが抱えている課題を明らかにすることを中心としている。研究結果として、①順調なサービス利用が確認できる反面、サービスの質や介護サービス事業者の経営問題、財政問題が深刻化する状況も生じている、②平成17年改正で登場した新しい取り組みの整備が必要である、③介護支援専門員の職務・勤務上の改善と事業所の経営問題への取り組みの必要性が生じている、ことが明らかになった。今後、「地域ケア支援体制」を早急に確立させるためには、各アクターが抱えている課題を明確にし、その役割の整合性を図る必要がある。そして本研究では、各アクターのヒアリング及びアンケート調査を通して、介護保険制度の全体像とともに市町村、介護サービス事業者、介護支援専門員等からみた利用者の実態を明確にした。今後は、直接、利用者やその家族に対する調査を実施し、利用者側からみた平成17年改正を明らかにし、両面から総合的に分析したいと考えている。

分担研究者	
藤澤宏樹	大阪経済大学
桑原武志	大阪経済大学
橋本理	関西大学

A. 研究目的

本研究の目的は、介護保険制度において「高齢者の自立支援」を実現するため行われた平成17年改正の分析と評価を行うことである。平成17年改正では、高齢者の尊厳を保持しながら、その日常生活を維持できるような自立支援を行うため、介護予防から介護サービスの利用までを総合的に支援する「地域ケア支援体制」を確立するため、さまざまな制度の仕組み変更が行われた。そして、今回は利用者の実態を明らかにするため、まず地域ケア支援体制においてそれぞれの役割を担う各アクター（市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等）にヒアリング及びアンケート調査を行い、平成17年改正以後の各アクターの現状やそれぞれが抱えている課題を明らかにすることを中心としている。そして、介護保険制度改革後の全体像を把握し、利用者との関わりの実態を明確にしたい。

B. 研究方法

研究方法としては、以下の2つの方法を取

った。各セクターの担当者からその現状や課題を聞き取る方法（ヒアリング調査）と、大阪府下の居宅介護支援事業所に焦点をあて、介護支援専門員に対するアンケート調査を実施する方法である。

（倫理面への配慮）

ヒアリング及びアンケート調査においては、個人情報等の保護の観点から個人や事業所等の情報は絶対に漏らさぬよう、万全の体制をとり、プライバシーの保護にも最善の注意を払った。また、ヒアリング記録に関しては、ヒアリングを行った対象者に内容をご確認いただいた。

C. 研究結果

まず、2市及び地域包括支援センター、社会福祉協議会に対するヒアリングでは、これまでの介護保険制度における変化・現状及び平成17年改正後の状況・課題について質問した。その結果、出現率の上昇と全体的には順調な介護サービス利用状況が確認できる一方で、引き続き介護サービスの質の問題や介護サービス事業者の経営問題、そして財政問題が今後課題として残されていることが明らかとなつた。また、平成17年改正に関しては、地域密着型サービスや地域包括支援センターの整備が今後の重要な取り組みとして考えられる。

次に、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員に対するヒアリング・アンケート調査では、今回の改正によって、介護支援専門員の職務・勤務上の改善と事業所の経営問題とが表裏一体となっていることが再認識された。あわせて、義務化された介護支援専門員に対する研修についても、今後さらに充実していく必要もある。

そして、介護保険制度の認識を再度明確化し、被保険者だけでなく広く市民全體にその理解を深めてもらえるような施策が必要といえよう。

D. 考察

今後さらに高齢者の自立支援を充実させるために「地域ケア支援体制」を確立する必要があるが、そのためには、各アクターが抱えている課題を明確にし、その役割の整合性を図る必要があると考えられる。限られた財源の枠内で、効率的にサービス提供を行い、よい効果を得るために必ず必要な作業である。また、この改正で創設された地域包括支援センターや地域密着型サービスを整備し、介護予防施策を軌道に乗せることが早急な課題であり、これらの実現の程度によって、今後の利用者のサービス利用にも大きな影響ができると考えられる。

E. 結論

本研究の目的は、平成17年制度改正の分析と評価を行うことであったが、各アクターのヒアリング及びアンケート調査を通して、これまでの介護保険制度の総括と平成17年改正後の状況を多面的に把握することができた。そしてその結果、介護保険制度の全体像とともに市町村、介護サービス事業者、介護支援専門員等からみた利用者の実態が明確となつた。今後は、直接、利用者やその家族に対する調査を実施し、利用者側からみた平成17年改正が持つ意味を明らかにし、両面から総合的に分析したいと考えている。

F. 研究発表

1. 論文発表

森詩恵・藤澤宏樹・桑原武志・橋本理
「(仮) 平成17年介護保険制度改革後の現状ー市町村ヒアリング調査をもとに」
『大阪経大論集』58巻1号、大阪経学会（投稿予定）。

2. 学会発表

藤澤宏樹「改正介護保険法と地域包括支援センター」福祉権理論研究会、平成18年9月2日（於 早稲田奉仕園）。

森詩恵「介護保険制度における福祉労働の現状とそのあり方ー福祉専門職の職務と基盤整備ー」日本労務学会関西部会、平成18年12月16日（於：大阪市立大学）。

3. その他

森詩恵・藤澤宏樹・桑原武志・橋本理
「都市部における介護サービス利用者実態調査に基づく平成17年度介護保険制度改革の分析と評価ー高齢者の自立支援と地域ケア支援体制の確立に向けて」報告書、作成予定。

平成19年2月13日

居宅介護支援事業所管理者 各位

「平成17年介護保険制度改正に関する調査」のお願い

大阪経済大学 森 詩恵
藤澤宏樹
桑原武志
関西大学 橋本 理

介護が必要になっても自らが望む生活を送るためには、介護保険制度の整備が非常に重要です。介護保険制度の充実に向けて、私たちは平成18年度厚生労働科学研費補助金政策科学推進研究事業として、平成17年介護保険制度改正の分析とその評価に関する研究を進めております。

そして、今回、介護支援専門員の方々に介護保険制度改正後の現状やご意見をお聞きし、介護保険制度の充実を図るために課題の把握を目的とした「平成17年介護保険制度改正に関する調査」を実施させていただくことになりました。調査対象は、2007年2月4日現在、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構が運営している福祉・保健・医療の総合情報サイト）の「介護事業者情報」において公開され、現在サービス提供を行っている大阪府下の居宅介護支援事業所すべてです。

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただきますようお願い致します。

なお、同封のアンケートに回答を記入のうえ、2月28日（水）までに、同封の返信用封筒にて、ご返送くださいますようお願い致します。

なおこの調査は、個人や事業所の情報は絶対に漏らさぬよう、万全の体制をとっています。また、調査の結果は集計されたかたちで使用され、個々の介護支援専門員や事業所に関する内容が公表されることはありません。

この調査について質問等がございましたら、下記の担当までご連絡をお願い致します。

なにとぞご協力のほど、よろしくお願い致します。

問い合わせ先

大阪経済大学 担当：森詩恵・藤澤宏樹

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
電話：06-6328-2431（代表）
E-mail：mori@osaka-ue.ac.jp

「平成17年介護保険制度改革に関する調査」

大阪経済大学 森 詩恵
藤澤宏樹
桑原武志
関西大学 橋本 理

【おねがい】

この調査は、介護支援専門員に介護保険制度改革後の現状やご意見をお聞きし、介護保険制度の充実を図るための課題の把握を目的としています。

調査対象は、2007年2月4日現在、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構が運営している福祉・保健・医療の総合情報サイト）の「介護事業者情報」において公開され、現在サービス提供を行っている大阪府下の居宅介護支援事業所すべてです。

記入いただきました調査票は、個人や事業所の情報は絶対に漏らさぬよう、万全の体制をとっております。また、調査の結果は集計されたかたちで使用され、個々の介護支援専門員や事業所に関する内容が公表されることはありません。ご協力を
お願い致します。

【ご記入にあたって】

1. 介護支援専門員の方に記入をお願いします。
2. 以下の問い合わせについて、あてはまる番号に○をつける、または当てはまる数字を記入してください。
(とくに指示がない場合は、平成19年1月31日現在の状況でご記入ください)
3. 記入は、黒のボールペン、または濃い鉛筆でお願いします。
4. 2月28日(水)までに返信用封筒(切手不要)でご投函ください。

問い合わせ先

大阪経済大学 担当：森詩恵・藤澤宏樹

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
電話：06-6328-2431(代表)
E-mail : mori@osaka-ue.ac.jp

ご記入の方にお聞きします。

A. 貴事業所の所在地を市区町村名でお答えください。

市・区・町・村

B. あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

C. あなたの年齢をお答えください。

才

D. あなたの主たる基礎資格をお答えください。

(複数資格保有者は主な資格を1つお答えください。)

1. 社会福祉士 2. 介護福祉士 3. 看護師・准看護師

4. 保健師 5. 医師・歯科医師 6. その他()

E. あなたが介護支援専門員の資格を取得してからの年数をお答えください。

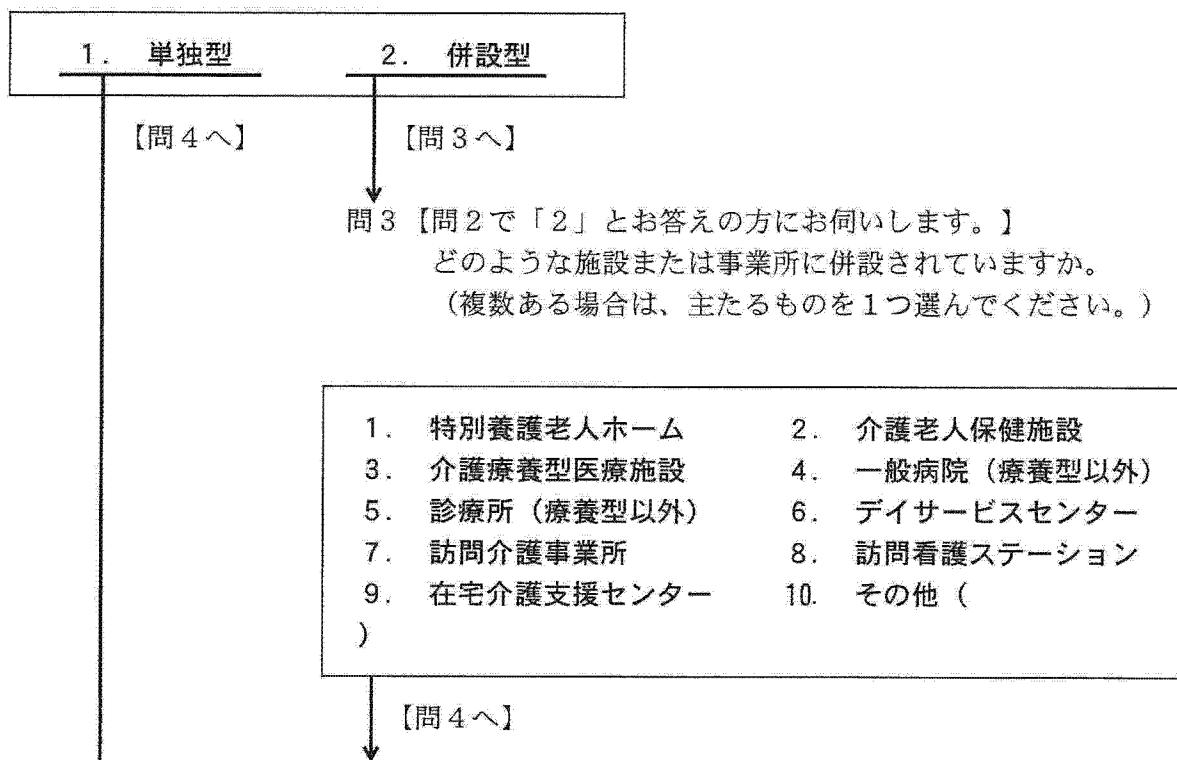
年

I 居宅介護支援事業所についてお聞きします。

問1 貴事業所の法人種別をお答えください。 (○は1つだけ)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 社会福祉法人（社協を除く） | 2. 医療法人 |
| 3. 営利法人 | 4. 地方公共団体 |
| 5. 社会福祉協議会 | 6. 公益法人（社団・財団） |
| 7. 特定非営利活動法人 | 8. その他法人() |

問2 貴事業所は単独型・併設型のどちらですか。



- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 特別養護老人ホーム | 2. 介護老人保健施設 |
| 3. 介護療養型医療施設 | 4. 一般病院（療養型以外） |
| 5. 診療所（療養型以外） | 6. デイサービスセンター |
| 7. 訪問介護事業所 | 8. 訪問看護ステーション |
| 9. 在宅介護支援センター | 10. その他() |

問4 【問4からはすべての方がお答えください。】

貴事業所に勤務している介護支援専門員（非常勤職員を含む）の主たる基礎資格について、その人数
をご記入ください（複数資格保有者は、主な資格でお答えください）。

	常勤	非常勤
社会福祉士	()人	()人
介護福祉士	()人	()人
看護師・准看護師	()人	()人
保健師	()人	()人
医師・歯科医師	()人	()人
その他	()人	()人
合計	()人	()人

問5 貴事業所の介護支援専門員（非常勤職員も含む）が居宅担当として従事した年数別の人数をご記入ください（他事業所での経歴も含めます）。

	常勤	非常勤
1年未満	()人	()人
1年以上2年未満	()人	()人
2年以上3年未満	()人	()人
3年以上4年未満	()人	()人
4年以上5年未満	()人	()人
5年以上	()人	()人

II 介護支援専門員の職務やその状況についてお聞きします。

問6 平成19年1月1日～1月31日の間に、貴事業所でケアプラン（要支援1・2、要介護1～5）を作成した要介護度別の利用者数をご記入ください（給付管理の有無は問いません）。

要支援1	()人
要支援2	()人
-----	-----
要介護1	()人
要介護2	()人
要介護3	()人
要介護4	()人
要介護5	()人

問7 平成19年1月1日～1月31日の間で作成したケアプラン（要支援1・2、要介護1～5）について、

- a) 介護支援専門員（非常勤職員も含む）の1人当たりの平均作成件数、
- b) 作成が最も多い介護支援専門員の作成件数、
- c) 作成が最も少ない介護支援専門員の作成件数、

をそれぞれご記入ください（給付管理の有無は問いません）。

また、当該介護支援専門員の勤務形態＜常勤・非常勤＞にも○をつけてください。

a) 1人当たりの平均作成件数	()件
b) 作成件数が最も多い介護支援専門員	()件 <常勤・非常勤>
c) 作成件数が最も少ない介護支援専門員	()件 <常勤・非常勤>

問8 平成19年1月1日～1月31日の間の居宅サービス計画（要介護1～5）の作成について、
平均的な対応状況をお答えください。（○は1つだけ）

- 1. 利用希望者全員に対応でき、居宅サービス計画を作成できた
- 2. 利用希望者全員に対応できたが、利用者の都合（施設希望など）で相談のみに終わったケースもあった
- 3. 利用希望者全員には対応できなかったので、他の居宅介護支援事業所を紹介した
- 4. 利用希望者全員には対応できなかったが、必要な措置を講じなかった
- 5. その他（具体的に）

【問9へ】

問9 【問8で、「3」・「4」とお答えの方にお伺いします】

利用希望者全員に対応できなかった理由にあてはまるものをすべてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

【問10へ】

- 1. 介護支援専門員の標準担当件数を超えた
- 2. 通常の事業の実施地域以外の利用者だった
- 3. 紹介できる居宅介護支援事業所がなかった
- 4. 利用者がその後の対応を断った
- 5. その他（）

【問10へ】

問10 【問10以降はすべての方がお答えください】

あなたが利用者にサービス事業者をすすめるときの姿勢に最もあてはまるものを1つ
お答えください。（○は1つだけ）

- 1. まったく中立な立場で複数の事業者を紹介し選択を求める
- 2. 連携がとりやすいので、どちらかといえば、同じ傘下の事業者をすすめる
- 3. サービス内容等の質をみて、質の高い事業者をすすめる
- 4. 地域に事業者がひとつしかない場合が多く選択の余地がない
- 5. その他（）

問11 平成19年1月1日～1月31日の間で、居宅サービス計画（要介護1～5）作成の際、

利用者の心身の状況に応じた必要なサービスを提供できる計画を立てられたかどうかについて、あてはまるものを1つお答えください。（○は1つだけ）

1.	必要なサービスの種類・回数が全員満たされる結果となった
2.	必要なサービスの種類は満たされたが、回数は満たされない計画となった利用者があった
3.	必要なサービスの種類・回数とも満たされない利用者があった。
4.	その他（ ）

↓ 【問12へ】

【問12】 【問11で、「2」・「3」とお答えの方にお伺いします】

(次ページへ) あなたが利用者の心身の状況に応じた必要なサービスを提供できる計画を立てられなかった理由をすべてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 1. | 使おうとする事業者のサービスが利用できなかった |
| 2. | 使おうとするサービスがなかった |
| 3. | 必要なサービスと利用者が望むサービスとが一致しなかった |
| 4. | 施設への入所希望が強かった |
| 5. | 利用者がサービス利用に抵抗感を感じ、積極的に利用しようとしなかった |
| 6. | 家族がサービス利用に抵抗感を感じ、積極的に利用しようとしなかった |
| 7. | 家族と利用者の間で意見が異なり、調整が難しかった |
| 8. | 支給限度額の上限までサービスを利用しても、必要なサービスが足りなかった |
| 9. | 支給限度額内のサービス利用だが、それでも利用者にとって負担が重かった |
| 10. | 業務多忙でケアプランを十分作成できなかった |
| 11. | 利用者・家族の意見を十分に聞く時間がなかった |
| 12. | 利用者・家族との信頼関係を十分に築けなかった |
| 13. | その他（
） |

↓ 【問13へ】

問13 【問11で、「2」・「3」とお答えの方にお伺いします】

利用者のニーズが満たされなかった場合の主な対応についてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----|----------------------------|
| 1. | 同じサービスの他の事業者を紹介した |
| 2. | 他のサービスの種類をすすめた |
| 3. | 計画に組み込むことをあきらめた |
| 4. | ボランティアなど、無料または低額のサービスで代替した |
| 5. | 福祉事務所などと連携をとった |
| 6. | その他（
） |

↓ 【問14へ】 (次ページへ)

問14 【問14からはすべての方がお答えください】

これまで、利用者に関して困ったことにあてはまるものをお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 利用者や家族が介護支援専門員の職務外の問題を抱えている
2. 介護支援専門員の仕事ではないことを頼まれた (具体的に)
3. 理不尽な苦情が絶えない
4. 利用者負担を支払わない
5. その他 ()

問15 処遇が困難だと感じる利用者にあてはまるものをすべてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 本人と家族の意見が異なる利用者
2. 介護支援専門員が必要と考えるサービスを受け入れない利用者
3. 独居の利用者
4. 自己負担できる金額に制限のある利用者
5. 認知症など、意思表示が困難な利用者
6. 医療ニーズの高い利用者
7. その他 ()

問16 介護支援専門員の職務にあてはまるとお考えのものをすべてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 福祉サービス全般に関する情報提供
2. 利用者および家族の精神的なサポート
3. 市町村が提供している保健・福祉サービスへの結びつけ
4. ボランティアや民生委員などインフォーマルなサービスへの結びつけ
5. 利用者の近所の方への説明や理解のお願い
6. 利用者と家族の間で生じている介護サービス以外の福祉問題に対する相談を受ける
7. その他 ()

問17 介護支援専門員の職務上の悩みにあてはまるものすべてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1. 処遇困難ケースの対応に時間がかかる
- 2. 介護支援専門員の職務範囲が明確でない
- 3. 業務の責任が重く、抱え込んでしまう
- 4. 受け持ちの利用者が多い
- 5. 介護支援専門員の職務ができていない
- 6. 利用者との関係がうまくいかない
- 7. 家族との関係がうまくいかない
- 8. 他の専門職種との連携がうまくとれない
- 9. その他 ()

問18 介護支援専門員の勤務上の悩みにあてはまるものすべてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- 1. 自分の力量について不安がある
- 2. 残業が多い・仕事の持ち帰りが多い
- 3. 兼務業務が忙しく、本来の介護支援専門員の業務の時間がとりにくい
- 4. 賃金が低い
- 5. 相談相手がない
- 6. その他 ()

III 平成17年制度改正についてお聞きします。

問19 制度改正後の居宅サービス計画（要介護1～5）の状況について
あてはまるものを1つお答えください。 (○は1つだけ)

- 1. 制度改正後、介護支援専門員の標準担当件数を超えるため、
利用者を他の居宅介護支援事業所へ紹介した
- 2. 制度改正後、介護支援専門員の標準担当件数を超えるが、
これまで同様サービスを提供している
- 3. 制度改正前後で、それほど状況に差はない
- 4. その他 ()

問20 「特定事業所集中減算」への対策としてあてはまるものすべてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 対策をとらなくても影響はなかった
2. 特定事業所集中減算に対応するため、他の居宅介護支援事業所と連携をとった
3. 特定事業所集中減算の対象となるが、対策は講じなかった
4. 他の居宅介護支援事業所が特定事業所集中減算となるため、連携の申し出があった
5. その他 ()

問21 制度改正後、利用者の受け入れに対して、貴事業所が最も重視していることを1つお答えください。 (○は1つだけ)

1. 要介護度が高い人をなるべく受け入れるようにしている
2. 要支援者は、なるべく受け入れないようにしている
3. 地域包括支援センターから委託される新規の要支援者は受け入れないようにしている
4. 利用者が介護支援専門員の標準担当件数を超えないようにしている
5. 制度改正前と変わらない
6. その他 ()

問22 介護支援専門員として、地域包括支援センターに最も期待することを1つお答えください。
(○は1つだけ)

1. 要支援者への支援
2. 処遇困難者に対する支援
3. 利用者の権利擁護や虐待に対する支援
4. 特定高齢者など介護予防への支援
5. 介護支援専門員に対する支援
6. 期待していない
7. その他 ()

問23 制度改正後、介護支援専門員1人当たりの標準担当件数が変更されましたが、この数は適切だと思いますか。その理由もご記入ください。

- | |
|--------------------|
| 1. 思う → その理由 () |
| 2. 思わない → その理由 () |
| 3. どちらとも言えない |

問24 制度改正後の介護報酬は適切だと思いますか。その理由もご記入ください。

- | |
|--------------------|
| 1. 思う → その理由 () |
| 2. 思わない → その理由 () |
| 3. どちらとも言えない |

問25 貴事業所で制度改正前「要介護1」であった利用者のうち、制度改正後「要支援1・要支援2」と認定された利用者は何割程度かお答えください。

割程度

問26 制度改正後、要支援者の支援に関して困ったことをお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 利用できるサービスが減り、日常生活の維持がうまくいかなくなった |
| 2. 利用者が精神的に不安定になった |
| 3. 引き続きケアプラン作成の希望に応じられなくなった |
| 4. あまり困っていない |
| 5. その他 () |

問27 制度改正前と比べて、貴事業所の経営状況がどのように変化したかをお答えください。
(○は1つだけ)

- | |
|--------------|
| 1. かなり良くなった |
| 2. まあまあ良くなった |
| 3. ほとんどわらない |
| 4. 少し悪くなった |
| 5. かなり悪くなった |

問28 制度改正に対し、貴事業所は今後どのように対応される予定ですか。
最もあてはまるものを1つお答えください。 (○は1つだけ)

- 1. サービス提供を拡大したい
- 2. 現状程度のサービス提供を続ける
- 3. サービス提供を続けたいが、経営的に難しい
- 4. サービス提供を止めたい
- 5. その他 ()

問29 利用者は、今回の制度改正についてどのように理解していると感じますか。
最もあてはまるものを1つお答えください。 (○は1つだけ)

- 1. よく理解している
- 2. まあまあ理解している
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり理解していない
- 5. ほとんど理解していない

問30 制度改正に関するご意見があれば、ご自由にご記入ください。

以下の欄は、よろしければご記入ください。

事業所名 :
ご氏名 :
ご住所 :
電話番号 :

ご回答ありがとうございました。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

市町村からみた介護保険制度施行後の現状と今後の課題－A市のヒアリングをもとに－

分担研究者 橋本理 関西大学

研究要旨：

本研究は、A市からのヒアリングをもとに、介護保険制度の今後の課題を明らかにすることを目的としている。A市において実施したヒアリングでは、施行後5年間の介護保険制度の全体状況と平成17年改正の状況に焦点をあて、その現状を探り、今後の課題を明らかにした。

ヒアリング調査から明らかになった点は、簡潔にまとめると、①高齢化率の上昇を上回る出現率の上昇、②福祉系在宅サービス利用の多さと施設サービス待機者の問題、③介護サービス事業者における経営課題、④地域密着型サービスにおける課題、⑤市町村保険財政の現状と低所得者対策に対する市独自の取り組み、の5点である。今後の課題としては、①サービス提供体制のさらなる充実、②介護保険制度上における低所得者対策の再検討、③市町村の負担軽減への取り組みの3点を述べた。

A. 研究目的

本研究の目的は、「高齢者の自立支援」をその理念に掲げ、平成12年度から施行された介護保険制度において、これまでの5年間でどのような変化があったのか、そして今後の課題は何なのかを、平成17年の改正をふまえながら、A市のヒアリングをもとに把握し、その課題を探ることである。

B. 研究方法

政令指定都市に隣接するA市（人口約35万人）の介護保険制度担当課及び関連担当課でヒアリングを行った。ヒアリング項目は、①過去5年間における市の介護保険・高齢者福祉施策の状況、②利用者のサービス利用状況、③要介護認定の訪問調査の状況、④介護サービス事業者の状況、⑤保険料・財政状況、⑥低所得者対策についてである。

（倫理面への配慮）

ヒアリングにおいては、プライバシー保護の観点から、調査時に情報を公開する場合は必ず連絡する旨を伝え、了承をいただいた。また、ヒアリング記録に関しては、ヒアリングを行った対象者に内容をご確認いただいた。

C. 研究結果

以下のように、ヒアリング項目の6点に沿って、研究結果をまとめる。

①施行後5年間における市の介護保険・高齢者福祉施策の状況について

A市の高齢化率は、平成12年度末に12.8%であったのが、平成17年度末には16.

7%へと上昇している。ただし、高齢化率が地域によっては30%近くのところもあるが、市全体としては都道府県内平均高齢化率（20%近く）と比べると若干低くなっている。

また、要介護認定者数が急速にのびており、出現率は平成12年度末の11.6%から平成17年度末の18%へと上昇している。高齢化率の上昇のスピードと比べても要介護認定者数の増加が高いため、当然、サービスの利用も増大する傾向にある。

施設サービスと在宅サービスの利用変化については、受給率がほぼ一定（75%前後）で大きな変化はないが、平成17年度末では居宅サービスの利用が増加している。その背景には、施設サービス数が増加していないことや在宅サービス事業者の増加が考えられる。

②利用者のサービス利用状況

平成17年度末のサービス利用を保険給付額からみると、訪問介護と通所介護で全体の約半分を占めており、一方で訪問看護は少ない状況となっている。

また、介護老人福祉施設の待機者は、約800人のべ1,800人程度となっており、1人が2つ程度の施設入所を申し込んでいる状況となっている。施設入所待機者は、現在、介護老人保健施設やグループホームへ入所しながら、介護老人福祉施設への入所を待っているといった状況も見受けられる。

しかし、A市では入所施設は今後2つ程度建設される予定であるが、団塊世代が施設入所を希望すると、今以上に受け入れが困難な状況になると予測される。

③要介護認定の訪問調査の状況

④介護サービス事業者の状況

事益報が条た職
ス利護れ働の離って
ビ、介そ労そ、立
一方は、や。く目
サ一でり営る悪がさ
介あビにのて条件多
て況サ傾業な働者
て況み状たる事と労働
すがさビ状者遣え
体や上更一る働派思
全しも変サ返労、に
う、入でく護ね護さう
まは少が接に、のる
業が酬直件め率い

市では通どな見介かの用域とも所しがいげて事業者も受けの用域と見られることも所しがいげて事業者もでてきている。

業者市連。状するも。業同者。和対況ある。事、業い飽に状も。スに事てがスる面。ビめるれスピす側。一たすさビー係い。サう當立一サ関し。護行担設サはが難。介ををがもで害で。はど局)会と利点。でな務体絡もの。市換事団連のい営。A交がのの況互運。こ状や。また情険任しき度た。まが保。士護会かと温る。

でれ制産でサの巣は事で援ス動て問割し。どさ、種ま陰盤がでスマ支ビ活い。役だいな目は、異れ保基営市ビれで一利つるのけて野注で、こ護政運A一こ向サ営にれ人つえ部分が野る、介財の。サ、方護非から法見考例祉割分あらて、そる護りる介定るえ動をと福役險がかしははれ介あて、特け考活向い会の保準どとで人らはも育後、づと利方し社人護基な長合法え前とを入で置る営のほで法介員い延場動考以世人導か位い非後てま動、人多のた活と入た法度なにて定今つけられ活したのアし利る導つ動制るうつ特、かこれ利かれ入イ入営あ度か活、えよたり向連、営しら參テ參非で制な利が増のに高あへて、非。めのンへ定の陰少営たがど路ので向し定た。決ララス特も保が非き者を岐識要方そ特きでかボビいい護者定て業人、意重いはて度業の一弱し介業特し事法は題はよ。

密知員でした。域認職正され地は。改さるあるの善際の回改実いで今は、てみ、てがえのがして、また増護い関述べて介しに述し活厳数もと生だ員向にス同ま職先ビ共だの、一型ま応またサ応は対大型対制間着症体夜

家族から「老人ホームなどが多くあるが、刺激が心安らぎを忘れた」などの意見がある。施設に入所する間隔を長くするため、認知症対応型共同生활の見習いをするサービスを求める声は強くなると予測される。

ビのがる多さたな。一そ算き模持またな。サ。採で規維、整れる
護るめ測小が設がらる。介あた予、営併件え居況低況ため、經の条件え
宅でいがめ、営併件え居況低況ため、經の条件え。型状が状のス設つか
機能い酬い。そビ施いい。機能い報し。一體とない。模増介がれ護、確では
模え護難る。サ母保は。規か、営ら介はのの。小なて、経え宅に地い
かして、考居め土し。規か、営ら介はのの。小なて、経え宅に地い
たなとすと型たい難。または由れめ能る安と
ス理とた機れはい。

されは、A市が設置する現設置センターが設置・事務所が6カ所をカバーしている。この改支は、17年括營運支援の終了に伴うもので、A市全体をカバーする現設置センターが正支援してセイナは、A市全体をカバーする現設置センターが設置された。この改支は、17年括營運支援の終了に伴うもので、A市全体をカバーする現設置センターが設置された。

⑤ 保険料・財政状況

A市の保険料は、全国平均4,090円(基準額)よりは少し高く、4,128円となっており、保険料の収納率は98%である。

また、保険給付額は平成12年度末と比べると約2倍となっている。市の負担は介護保険財政上では12.5%だが、平成15年度で国から支給されながら持続化が進む一方で、市は2.4～2.5%程度で、第一号を超える。

⑥低所得者対策について

よも、た上し、り
にてい積然まあ程度
正ってに依。は5%ないと
改なつ担、る度2.5で
17年に行負りい制のん
17担く者おて減額進
成負多用てつ輕算は
平己を利つな料予用
は自れをこと用、利用
でが入額起況利すも
人費け差が状のらて
法住受ま況營人おみ
祉居のま状経法てに
福・者のいい祉れ的
社会費得そなし福さ國れる。
社食所、れ嚴会用全わ
て低めげて社利で思

料を対利非い利用」のは税てし、び
「助成」合民し成お
の費助のが受を購
自食料税員を%具
独の用課全金50用
はス利非帶年の祉
でビ「税世祉額福
市一の民、福担定
Aサ者市%齡負特
も、イ前が25老者、
に、「デ。員のが用ス
他」といる全額人利ビ
その成つては者税場宅
助行象用課る居

住宅改修に適用される。予算は一般会計から年間7,500万円で行われている。後者の「デイサービスの食費助成」は、1回100円(約850万円支出/半年)、実績は2,919人(平成17年度)となっている。

D. 考察

A市のヒアリング結果に基づいて、以下3点の考察を行う。

①利用者のサービス利用実態

大なつ存やスすと老現ビ料る福題
増と至が護ビ望易護る一険れ人課
の定に者介一希容介いサ保さ老が
数一用護問サが的やてい、限、い
者ば利介訪護者較護しな後制り扱
意齡ほス要、介用比看足き今をあり
夫高はビ・た、利は問不で、付がス
用護率一援まく、と訪が用た給性一
支。高らこ、ス利まス能ケ
要受、要るもかるしビも。ビ可所
セ、らなれ率とすか一てる一る入
展がか的ら用こ押しサしいサく置う。
進ると在え利い選。の望てりて措ろ
のあこ潜考は多をる設希しよである
化でないと護も者れ施、在ににがよで
高當ていす所業事え福かも滞な法な
はつて在通事る考人状スの者祉と

②介護サービス事業者の実態

祉然こ、入年負者に福運得。く的
福依とて、く17己用う、設所るが低本では
社会、るし多成自利よと、施低れるを抜要
社は、いとが平のいるるら、さあ料、必要
で、由者。費しすえかで測で陥てが
と、スつ理用る住難拝考く人予要保え
るビなの利れ居が選ら古法も重護加こ
す一とそのら・担をかめ祉とも介にる
討サ況。層げ費負設点た福こ拝は策え
檢設状る一あ食の施のる会る選て対考
に施當あダが「くなそす社すスしのを
とる経で一とた多価。現た加ビ対等策
ごするうボこれ、安う実き増一にる対か
別當しよやるわりがろをてがサ層い者う
種運厳い者い行よ費あ念つ所の一て得ろ
人のて多得てでに住で理行入者ダし所だ
法人しが所し正」居るのをの用一定低い
法とろ低所改担はな祉營者利ボ設なない

また、特定非営利活動法人の動向に関する
しては、今後、介護保険制度だけでなく

して、く考動の供活化
していと活囲提た確
対するア範スつ明
にしイのビいを
策をテ度一と針
政策方えン制サか方
のり迎ランはにのの
どわをボたもぐ人。
な関期もまとお法る。
等な時で、とてな
法うきまか者眼しと
援よべくの業主そ要
支のすある事に、重
立ど討。すると他こ向
自が検ると他こ向
害者各のかられ心でう方向が
えをなを行のする

地酬事、
れ護す今確。
さ介入、にう
設、参りうろ
創は、およあ
でてず、てのが
正しめつど要
改関込なを必
年に見とる者
17スを況業す
成ビ算状事討
平一採いス検
二、サらなビか
三、型が少一の
し着さがサク
そ密低者護い
域の業介て

③保険者としての市町村の実態

だえ料層らす介営費く
めい險階か定、運るに
高は保得面設たをなえ
しとの所備くま度と見
少い者の整低。制要はう。
も高險民の上るの必によ
りど保市者以れ外ど者え
よほ被 A 業れら以な用い
均れ号、事こえ用費利と
平そ一リスを考費務はある
国は第あビ料と付事点い
全国で一険い給での
内し別サ保しのえこつ
は県か階護、難度う、な
料府しふ段介合は制くくと
險道。得や場と険い多況
保都い所布たこ保てが状況
がなは分みる護し用い

E. 結論

研究結果及びその考察より、結論と今後の課題をまとめる。

①サービス提供体制のさらなる充実

②介護保険制度上における低所得者対策の再検討

ど、低所得者に対する対策は行われているが、自己負担の範囲が広がるなかで、低所得者に対する対策を総合的に再検討する必要があると考えられる。また、市が独自で行っている対策に関する精査し、介護保険制度全体として取り入れられる内容があれば検討することも必要である。

③市町村の負担軽減への取り組み

介護保険制度が市民に浸透すればするほどサービス利用者は増加し、今後のさらなる高齢化率の上昇も予測されるなか、市町村の負担は増加の一途をたどることが予測される。保険財政の赤字により財政安定化基金を利用している市町村も多いなか、被保険者の保険料や利用者負担には限界があることからも、今後も市町村が保険者として運営を維持するためには、運営にかかる事務費の補助などを再度検討する必要があるのではないかと考える。

F. 研究発表

1. 論文発表

森詩恵・藤澤宏樹・桑原武志・橋本理
「(仮) 平成17年度介護保険制度改正後の現状ー市町村ヒアリング調査をもとに」『大阪経大論集』58巻1号、大阪経大学会(投稿予定)。

2. その他

森詩恵・藤澤宏樹・桑原武志・橋本理
「都市部における介護サービス利用者実態調査に基づく平成17年度介護保険制度改正の分析と評価ー高齢者の自立支援と地域ケア支援体制の確立に向けて」報告書、作成予定。